**入札不調財産の売払い**

入札を実施しても落札者がなかった財産等については、期間を定めて、予定価格（落札者が契約を締結しなかった入札対象財産については落札価格）以上の見積金額を最初に提示した方に、当該財産の売払いを行います。

なお、物件名・手続等の詳細については、管財課にお問い合わせください。

**１　対象財産**

① 入札に付したが入札者がない入札対象財産

② 入札を実施しても落札者がなかった入札対象財産

③ 落札者が契約を締結しなかった入札対象財産

（売買代金未払いにより契約を解除された場合を含む）

**２　参加資格**

参加するものは、次に掲げるすべての条件を満たす者とします。

**（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しないこと。**

**（２）暴力団排除に関する誓約書兼同意書第１項の規定に該当しないこと。**

**（３）買受けた財産を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第５号に規定する指定暴力団等の事務所の用途で使用しないこと。また、これらの用途に使用されることを知りながら、第三者に譲渡及び賃貸をしないこと。**

**（４）物件番号７－４、７－５、７－６、７－７、７－８、７－９に申込む場合、下記事項についての誓約書（p.27）を提出すること。**

**①用途の指定**

**落札者は、次のいずれかの用途に使用すること。**

**・専用住宅の敷地**

**・併用住宅の敷地**

**（非住宅部分の床面積が建築物の延べ面積の２分の１未満のもの）**

**②実地調査の同意**

**落札者は、静岡市が前項に規定する指定用途の履行状況等を確認するため、必要に応じ実地調査を行うことを認めること。**

**３　受付方法**

下記の書類を各物件調書に記載のある担当課へ持参の上、提出してください。提出書類の不備がある場合は、受付できませんのでご注意ください。なお、提出書類は、お返ししません。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **１** | **普通財産買受申出書**  **(入札不調財産用)** | 普通財産買受申出書 (入札不調財産用)（p.31） |
| **２** | **暴力団排除に関する**  **誓約書兼同意書** | 暴力団排除に関する誓約書兼同意書（pp.23-24） |
| **３** | **印鑑登録証明書** | 個人（共有を含む）が申し込む場合に必要となります。  提出日前３ヶ月以内に発行されたものを１通ご用意ください。 |
| **４** | **印鑑証明書** | 法人が申し込む場合に必要となります。  提出日前３ヶ月以内に発行されたものを１通ご用意ください。 |
| **５** | **住民票** | 個人（共有を含む）が申し込む場合に必要となります。  提出日前３ヶ月以内に発行された、本籍が記載されているものを１通ご用意ください。 |
| **６** | **法人登記簿謄本**  **(現在事項全部証明書)** | 法人が申し込む場合に必要となります。  提出日前３ヶ月以内に発行されたものを１通ご用意ください。 |
| **７** | **誓約書** | 誓約書（p.27）  物件番号７－４、７－５、７－６、７－７、７－８、７－９に申込む場合に必要となります。 |

**４　受付期間**

|  |
| --- |
| 【受付期限】令和８年３月27日（金）まで  　　　　　　※土曜日・日曜日・祝日を除く  【受付時間】午前９時から午後５時まで  ※正午から午後１時までを除く |

**５　売払いの決定方法**

（１）入札対象財産の予定価格(落札者が契約を締結しなかった入札対象財産については落札価格）以上の買受金額を提示した方を、先着順により売払い相手と決定します。

（２）各日の受付開始時点において、（１）の条件を満たす方が複数ある場合は、最高の買受金額を提示した方と、売買契約を締結します。なお、提示金額が同額である場合は、くじにより売払い相手を決定します。

**６　契約保証金**

申請者は、契約を締結した際に、契約保証金として落札金額の10％以上の金額を納付していただきます。

ただし、やむを得ない理由があると市が認めた場合は、その期間を延長することができます。

**７　契約の締結**

申込みの日から15日以内に、契約を締結します。

**８　売買代金の支払い**

契約締結から30日以内に、売買代金を納付していただきます。

ただし、やむを得ない理由があると市が認めた場合は、その期間を延長することができます。

※落札者が売買代金を納付しない場合は、市は契約を解除することができます。

その場合は、契約保証金は静岡市に帰属することとなります。

**９　所有権移転登記手続き等**

売買代金納付後（農地の売買の場合は、売買代金納付及び静岡市農業委員会による農地法第３条の許可の後）、市が所有権移転登記手続きを行います。なお、登録免許税及び所有権移転後の公租公課等は落札者の負担となります。

※現状有姿での売払いとなります。

**10　その他　契約に関する留意点**

契約内容については、市有財産売買契約書（標準契約書書式）（pp.15-17）を参照してください。